

死亡した方が下記に該当する場合は、それぞれの手続が必要となります。担当窓口へご案内いたしますので、初めに**4番窓口**へお越し下さい。

有無	該当内容	必要な手続	持参するもの	担当窓口(連絡先)
	故人が世帯主で、他に世帯員が2名以上いる場合(注1)	世帯主変更届	<input type="checkbox"/> 届出者本人確認書類 (保険証、運転免許証など)	<b>4番窓口</b> 戸籍住民担当 内線312・313
	印鑑登録をしている	印鑑登録証返納	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)	
	マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カードを持っている	返納していただく必要はございません。 ※ 相続等の手続きで死亡した方のマイナンバーの提出を求められる場合がありますので、諸手続きが済むまでは保管しておいてください。		
	年金を受け取っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡届</li> <li>未支給請求</li> <li>遺族年金 など</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 年金証書  ※ 受給・加入状況や請求者となる方の確認をしてからのご案内になります。その方により必要書類や届出先が異なりますので、一度窓口までお越しください。	<b>5番窓口</b> 年金担当 内線318
	年金に加入している	<ul style="list-style-type: none"> <li>喪失届</li> <li>遺族年金</li> <li>死亡一時金</li> <li>寡婦年金 など</li> </ul>		
	国民健康保険に加入している	<ul style="list-style-type: none"> <li>葬祭費支給申請</li> <li>保険証の返納</li> <li>高齢受給者証の返納</li> <li>保険税の還付</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 振込口座の分かるもの <input type="checkbox"/> 高齢受給者証(70歳以上の方) <input type="checkbox"/> 相続人等の振込口座の分かるもの	<b>5番窓口</b> 国保・後期担当 内線314・315・316・317
	後期高齢者医療制度に加入している	<ul style="list-style-type: none"> <li>葬祭費支給申請</li> <li>保険証の返納</li> <li>保険料の還付</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 喪主の確認ができるもの(会葬礼状、葬儀代領収書等) <input type="checkbox"/> 振込口座(喪主名義)の分かるもの <input type="checkbox"/> 相続人等の振込口座の分かるもの	<b>5番窓口</b> 国保・後期担当 内線314・315・316・317
	介護保険被保険者証を持っている(65歳以上の方および40歳以上の介護保険サービスの利用者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険証の返納</li> <li>保険料の還付</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人等の振込口座が分かるもの	<b>6番窓口</b> 介護保険担当 内線385・386
	町の高齢者福祉サービスを利用している	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護用品受給の辞退</li> <li>給食配食サービス利用の辞退</li> <li>緊急時通報システム利用の辞退</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 印鑑  <input type="checkbox"/> 印鑑  <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 緊急時通報システム機器本体(→はすす前にご連絡下さい。) <input type="checkbox"/> 緊急時通報システムのペンダント型発信機	<b>6番窓口</b> 高齢者支援担当 内線382・383・384

(注1)

世帯主の方がお亡くなりになられたときは、死亡届出があった時点で、便宜的に新しい世帯主の方を設定させていただきます。詳しくは戸籍住民担当におたずね下さい。

有無	該当内容	必要な手続	持参するもの	担当窓口(連絡先)
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 を持っている	手帳の返納	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 相続人振込口座の分かるもの	<b>7</b> 番窓口 障がい者福祉担当 内線326・327
	18歳までの子どもがいる (所得等によっては該当しない場合があります)	・児童扶養手当 ・ひとり親医療費	お問合せください	<b>8</b> 番窓口 子育て推進担当 内線322・323
	15歳までの子どもがいる	・児童手当 ・こども医療費	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> (配偶者等の) 振込口座のわかるもの	
	土地、建物を所有している	相続人代表者指定届書の提出	<input type="checkbox"/> 印鑑	<b>2</b> 番窓口 資産税担当 内線234・235 町民税担当 内線232・233
	125CC以下のバイクや農耕用の車両を所有している	ナンバープレートの返納	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> ナンバープレート	
	農業経営者の場合	農業経営者等変更届	<input type="checkbox"/> 印鑑	<b>14</b> 番窓口 (2階) 農業振興担当 内線262・263・269
	農地を所有している	農地法第3条の届出書		
	農業者年金を受け取っている	受給権者死亡届	<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	
	水道の名義人の場合	・名義の変更 ・水道使用開始・休止受付(電話連絡可)		上下水道室 料金担当 (上下水道事務所) 電話 33-5554 ※振替口座の変更手続は、取扱金融機関でお願いします。
	水道料金振替口座の名義人の場合	振替口座の変更	<input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 通帳使用印	
	農業集落排水に接続している (西条原・東条原地区の一部)	人数割変更届	<input type="checkbox"/> 印鑑	上下水道室 下水道担当 (上下水道事務所) 電話 33-5554

※ 死亡した方の戸籍に関する証明(戸籍謄本等)を請求できるのは、配偶者又は直系の血族の方のみです。詳しくは戸籍住民担当におたずね下さい。

### ～家族が亡くなった後に行う主な手続(役場以外のもの)～

※個人によって異なりますので、あくまで参考にしてください。

チェック	内容	手続先
<input type="checkbox"/>	生命保険・入院保険	保険会社
<input type="checkbox"/>	簡易保険	郵便局
<input type="checkbox"/>	相続税申告・所得税の準確定申告	税務署
<input type="checkbox"/>	賃貸物件等の名義変更	不動産会社等
<input type="checkbox"/>	火災保険の名義変更	損保会社
<input type="checkbox"/>	自動車保険(自賠責・任意保険)	損保会社
<input type="checkbox"/>	各種公共料金の名義変更等	NHK・電気・ガス・電話

チェック	内容	手続先
<input type="checkbox"/>	各種免許	管轄官庁
<input type="checkbox"/>	預貯金口座	金融機関
<input type="checkbox"/>	自動車名義変更等	陸運局事務所
<input type="checkbox"/>	不動産相続登記	法務局

宮代町 戸籍住民担当  
0480-34-1111  
内線312・313